

第3期海津市地域福祉計画

概要版



平成30年3月
海津市

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

我が国においては、少子・高齢化や核家族化、人口減少などの進行により、社会環境が大きく変化しつつあります。ひとり暮らし高齢者・生活困窮世帯の増加、老老介護、引きこもり、高齢者・障がいのある人・子ども等への虐待等多くの課題が山積しています。

国の動向としては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会※」を実現する方針が示されています。具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。また、「生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）」の創設や、成年後見制度の利用促進等、従来の行政サービスでは対応が難しい複合課題に対応できる環境づくりを進めています。

本市においては、平成 25 年 3 月に「第 2 期海津市地域福祉計画」を策定し、基本理念として「支え合い、共に生きるまち かいづ」を掲げ、各種施策・事業を展開してきました。この間、地区ごとに地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます。）が立ち上がるなど、地域住民、福祉関係者、団体、行政等の連携・協働の成果が表れつつあります。また、市役所内にくらしサポートセンターを開設し、生活困窮者への相談はもとより、積極的なアウトリーチにより、地域での相談活動を活性化させています。

このような地域福祉に関する事業の進捗状況の把握や、アンケート調査及び団体等のヒアリングの実施を通じて、地域の現状を踏まえた上で、更新時期を迎えた「第 2 期海津市地域福祉計画」を見直し、平成 30 年度を始期とする「第 3 期海津市地域福祉計画」を策定します。

※地域共生社会:制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

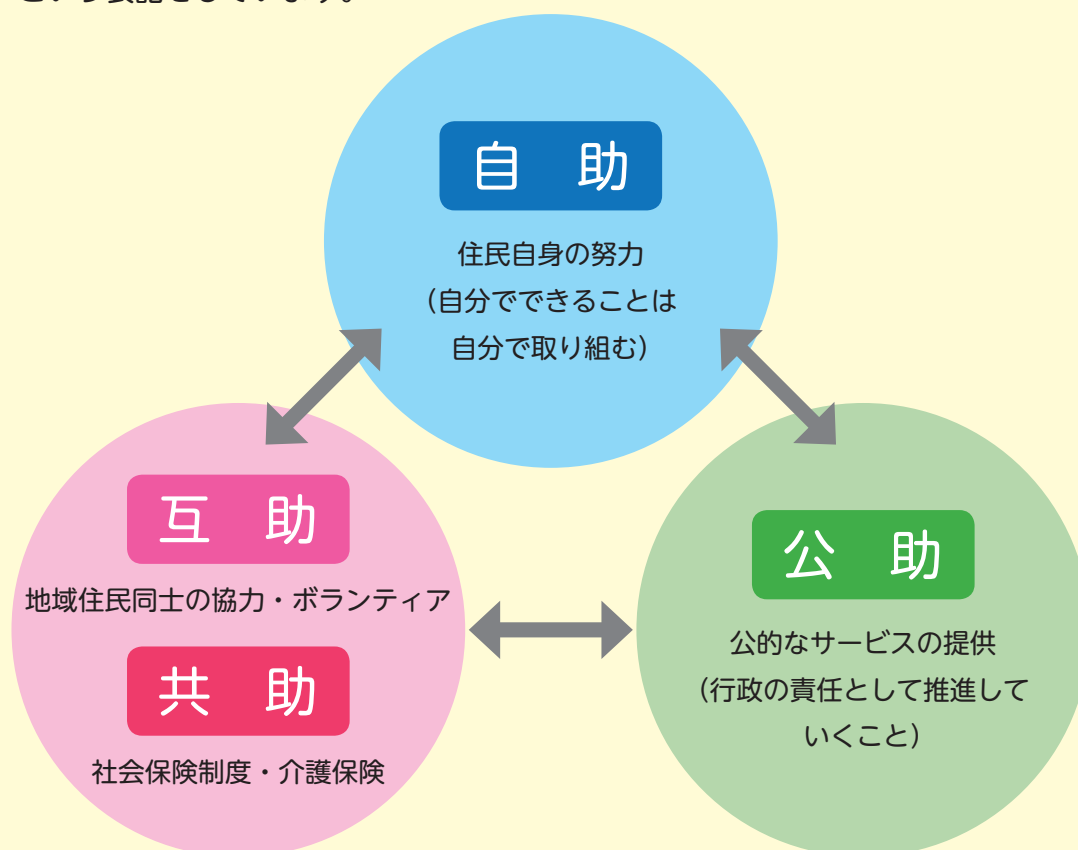


地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、住民等の参加を得て、地域の様々な生活上の課題の解決に向けて、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。

地域福祉は、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「互助」、社会保険制度等の「共助」、行政による「公助」のそれぞれが役割を分担し、互いに力を合わせる関係をつくることではじめて実現することができます。

国の地域包括ケアシステムの説明にある「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4区分の考え方を踏まえて、本市では、「互助」、「共助」は住民が互いに支え合うという共通点があることから、一体的なものと考え「互助・共助」という表記をしています。



計画の期間

本計画は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2022 年度を最終年次とする 5 年間の計画とします。なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

平成 25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
第 2 期地域福祉計画									
				見直し	第 3 期地域福祉計画				

計画の基本理念・基本方針

計画の基本理念

本市では、少子・高齢化、核家族化、人口減少等が進行し、国と同様に社会環境が大きく変化しつつあります。本市でのアンケート調査や団体等ヒアリング調査では、本市が取り組むべき課題として、「老老介護」、「ひとり暮らし高齢者の生活支援」等高齢者に係る課題が多く挙げられました。その内容は、「地域の支え合いの意識の希薄化」といった地域全体に関わるものから、「子どもや高齢者、障がいのある人等への虐待」等の個別のかつ緊急性の高いものまで様々です。

こうした地域課題は、地域の課題であると同時に住民自身にも関係がある「我が事」の課題と捉える必要があります。また、行政や各種団体等についても、縦割りではなく包括的な連携による効果的な「丸ごと」の支援が求められています。

この「我が事」「丸ごと」の考え方を、住民、福祉関係者、団体、行政等が共有し、地域で支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現につなげていく必要があります。

本市ではこの「地域共生社会」の理念を踏まえた上で、前計画で掲げた「支え合い、共に生きるまち かいづ」を継承し、本計画の基本理念とします。この理念に基づいて、3つの基本的な方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

基本理念

支え合い、共に生きるまち かいづ

基本方針

本計画の基本方針を、「地域での理解」、「地域での共生」、「地域での安心」の3つとし、基本方針のもとに関連する分野別の基本目標を設定します。

基本方針

1. 地域での「理解」

2. 地域での「共生」

3. 地域での「安心」

1. 地域での「理解」 ～地域住民がふれあい、支え合う意識づくりの推進～

- 地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民等がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むことです。
- 地域住民の協力を得るためには、まずは「地域福祉とは何か」を知り、理解していただくことが重要となります。また、地域住民が理解を深めるためには、地域でのふれあい、支え合う意識づくりの基礎となる人権意識の啓発や教育についても、庁内関係課連携のもと取り組んでいく必要があります。

2. 地域での「共生」 ～地域住民が支え合い、共に生きる社会づくりの推進～

- 国の地域共生社会づくりにおいて、地域活動の重要性が示されており、「支え手」「受け手」の関係を超えて、誰もが「我が事」として参画することが求められています。
- 本市では、地区ごとにどのような課題があり、何をすればよいかを考え取り組む地区社協の活動がすでに全地区で展開されています。こうした活動を通じて、多くの市民が地区の活動に参画し、地域住民が支え合いながら、共に生きる社会を目指していく必要があります。

3. 地域での「安心」 ～住民が安心して暮らせる地域での支援体制づくりの推進～

- 我が国は、少子高齢化が進み、7年後の2025年には団塊の世代が75歳を超える本格的な超高齢社会になります。地域で安心して暮らせる社会を作るためには、住民、行政、各関係団体等が協力して、支え合う体制づくりを進めていく必要があります。
- 本市では、日々の生活における様々な相談やサービスを利用しやすい環境、災害時の地域連携等地域の安心につながる体制づくりを進めてきました。今後は、地域で活動しているあらゆる組織や団体をつなぐことで、より効果的な支え合いのネットワークづくりが課題となります。



基本方針と施策の方向性

1. 地域での「理解」

1 人権尊重の推進

- 人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進
- 障がいや理由とする差別の解消の推進
- 認知症高齢者に対する理解の促進
- 人権教育の充実
- 虐待防止体制の充実・強化

2 福祉教育と人づくりの推進

- 地域での福祉に関する学習機会の提供
- 学校教育における福祉教育の推進
- ボランティア活動の普及・啓発
- ボランティアの人材育成の推進
- 家庭教育の中での福祉の心の育成
- 生涯学習活動による住民意識の向上
- ボランティアセンターの機能充実

3 情報提供体制の充実

- 情報提供の充実
- 利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実
- 市政に関する情報提供と意見交換の機会の充実
- 市の広報誌の充実

2. 地域での「共生」

1 支え合いのまちづくりの推進

- 地区社協の地域での周知・参加促進
- 地区社協の組織化と支援
- 住民ボランティア等担い手養成への支援

2 生活困窮者の自立支援の充実

- 生活困窮者への相談・自立支援
- 子どもの貧困対策（孤立防止）の推進
- 地域住民との連携
- 庁内関係各課・専門機関との連携強化

3 権利擁護の推進

- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見制度の普及促進

4 地域福祉の担い手づくりの推進

- 地域福祉の担い手づくりの推進
- 福祉推進委員の活動支援
- 地区社協の組織化と支援（再掲）
- 民生委員・児童委員等への支援、研修会、講習会の充実
- ボランティアの人材育成の推進（再掲）
- NPO法人との連携

5 生きがいづくりと交流の推進

- 住民自身の日常的な取り組みの推進
- 高齢者や障がいのある人等の社会参加の促進
- 世代間交流の促進
- 地域行事の活用による住民交流の促進
- 老人クラブ活動への支援
- 既存資源の活用による地域拠点づくり
- 多様な学習機会の確保



3. 地域での「安心」

1 相談体制の充実

- 身近な相談体制の推進
- 総合的な相談支援体制づくり
- 相談員の人材育成

2 暮らしを支えるサービスの充実

- 在宅福祉サービスの充実
- 地域包括ケアシステムの推進
- 安心して利用できる地域医療体制の確立
- 医療機関における相談体制の充実
- 医療情報の周知徹底
- 主体的な健康づくり活動への支援
- 疾病の予防、早期発見の推進
- 健康づくり推進事業の充実
- 食育支援事業の推進
- 身近な地域における健康づくりの推進
- 地域で気軽に参加できるサービスの充実
- 事業者の情報公開の促進

3 生活環境の整備充実

- 公共交通機関の充実
- 福祉有償サービス等による移動手段の確保
- 既存施設のバリアフリー化の推進
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり
- 安全な道路交通環境の整備
- 交通安全教育の推進

4 防災・防犯の推進

- 自主防災組織の育成・支援
- 防災ネットワークの構築
- 住民の防災意識の高揚
- 避難行動要支援者制度の充実
- 防災拠点の整備
- 地域防犯対策の推進
- 子どもの見守り等地域における防犯パトロール組織の整備

5 地域の連携・協力体制の構築

- 市社協との連携強化
- 民生委員・児童委員等との連携強化
- 団体・事業者等との連携推進
- 地域の見守りネットワークづくり
- 虐待防止ネットワークの確立

地域福祉に関する指標（抜粋）

ボランティアの登録団体数・個人登録数

■数値目標

評価指標	平成 30 年度 (2018)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
ボランティア登録団体数（団体）	97	99	101	103	105
ボランティア個人登録数（人）	228	233	238	243	248

生活困窮者自立支援事業 相談件数

■数値目標

（単位：件）

評価指標	平成 30 年度 (2018)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
生活困窮者自立支援事業相談件数	130	135	140	140	140

避難行動要支援者名簿の名簿情報提供同意者率

■数値目標

（単位：％）

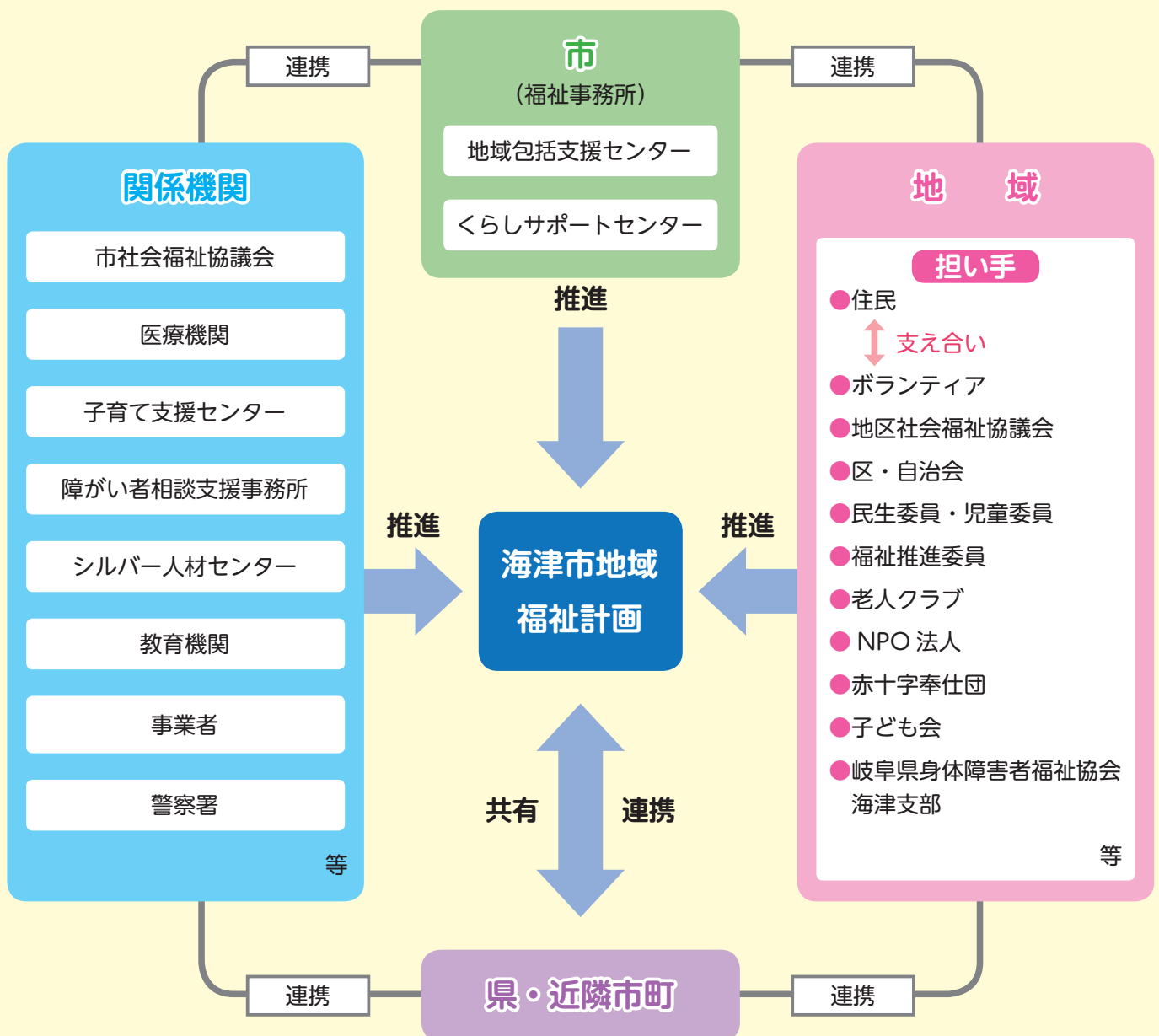
評価指標	平成 30 年度 (2018)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
避難行動要支援者名簿の名簿情報提供同意者率	44.0	45.0	46.0	47.0	48.0

計画の推進体制

地域福祉は、地域住民、地区社協、区・自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、老人クラブ、赤十字奉仕団員、ボランティア団体及びNPO法人等各種団体の「地域」、市役所等の「行政」、市社協や事業者等の「関係機関」の連携・協力によって成り立っています。

また、地域福祉を推進するためには、それらの人、組織、団体がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して体制整備に取り組んでいきます。

海津市地域福祉計画推進体制イメージ図



第3期海津市地域福祉計画 概要版

発行年月：平成30年3月 発行：海津市 編集：健康福祉部社会福祉課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515

電話 0584-53-1139 (直通) F A X 0584-53-1569

E-mail shakaifukushi@city.kaizu.lg.jp